

## 火災にり災された時の手続き

区分	項目	内容	手続き・必要書類等	問い合わせ先（窓口）
り災証明	り災証明書の発行	各種手続きや火災保険金の請求などに必要な証明書が発行されます。	消防署に申請書を提出する。 【必要書類等】 ・本人確認書類（免許証等）	二宮町消防署 0463(72)0015
見舞金	災害見舞金の支給	家屋等が全焼又は半焼した場合などに、災害見舞金が支給されます。	福祉保険課に必要書類を提出する。 【必要書類等】 ・り災証明書（写し可） ・本人確認書類（免許証等）	二宮町福祉保険課 役場 1 階④番窓口 0463(75)9289
年金	年金証書・年金手帳（基礎年金番号通知書）の再発行	所定の申請を行うことにより年金証書等が再発行されます。	福祉保険課または年金事務所に申請書を提出する。	二宮町福祉保険課 役場 1 階④番窓口 0463(71)3190
				平塚年金事務所 0463(22)1515 平塚市八重咲町8-2
健康保険	国民健康保険税の減免	家屋又は家財が滅失し、又は著しい被害を被った場合、被害の程度に応じて国民健康保険税が減免されます。	福祉保険課に申請書を提出する。 【必要書類等】 ・り災証明書（写し可） ・本人確認書類（免許証等）※無くても可	二宮町福祉保険課 役場 1 階④番窓口 0463(71)3190
	後期高齢者医療保険料の猶予・減免	災害等により所得が著しく減少したことなどにより、保険料を納めることが困難などときには、申請により保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。		
	国民健康保険被保険者証の再発行	所定の申請を行うことにより国民健康保険被保険者証が再発行されます。		
	後期高齢者医療被保険者証の再発行	所定の申請を行うことにより後期高齢者医療被保険者証が再発行されます。		
税金	町民税の減免	被災日以後の納期に係る町民税が損害の程度に応じて減免されます。	戸籍税務課に申請書を提出する。 【必要書類等】 ・り災証明書（写し可） ・火災保険等給付通知書（保険金給付額確認書類） ・マイナンバーがわかるもの ・本人確認書類（免許証等）	二宮町戸籍税務課 役場 1 階②番窓口 0463(71)3317
	固定資産税の減免	被災日以後の納期に係る固定資産税が損害の程度に応じて減免されます。 ※現地調査をする場合あり	戸籍税務課に申請書を提出する。 【必要書類等】 ・り災証明書（写し可） ・マイナンバーがわかるもの ・本人確認書類（免許証等）	
しりみ	一般廃棄物処理手数料の免除	所定の手続きを行うことにより、火災で使用できなくなった家財など（一般廃棄物）を環境衛生センターへ持ち込んだ際の手数料が免除されます。 ※持込みの前に現地立会いが必要です。	生活環境課に必要書類を提出する。 【必要書類等】 ・り災証明書（写し可） ・本人確認書類（免許証等）	二宮町生活環境課 役場地下 1 階 0463(71)5879

※被災状況により対象とならない場合がありますので、詳細については、各窓口にお問い合わせください。

※運転免許証、通帳、証書、キャッシュカード等の再発行については、各機関にお問い合わせください。